

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見

2021年5月6日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。①週末電話相談・電話相談110番の実施、②適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示、不当条項等に対する差止請求、③消費生活相談員のレベルアップのための各種研修等の実施、④消費者への啓発活動の実施、⑤各省庁等への要望や提言、パブリックコメントへの意見表明等の活動を行い、消費者の安全安心な暮らしを守ることを目指しています。

このたびの「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」は、多方面の角度から詳細に検討され策定されたと思いますが、我が国の現状では、国民のIT化への備えが十分とは言えず、さまざまな問題が発生する恐れがあることから、以下のとおり、意見を述べます。意見を踏まえていただき、IT化の実施状況を点検しながら、一步一步、望ましい形を作り上げていくことを要望します。

1 第1 総論

1 インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合

【丙案】

電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない（電子情報処理組織を用いてする申立て等と書面等による申立て等を任意に選択することができる。）。

（意見）

丙案に賛成します。

（理由）

IT化が推進され、その有益性は十分に理解しますが、国民全体のITリテラシーはいまだ十分とは言えません。ビジネスや勉強の場で駆使している人はいますが、インターネットを利用しているとは言え、スマホでネット検索したり、SNSやメールを利用する程度の方が多いのが現状です。消費生活相談においては、ITリテラシーの低さから消費者トラブルに遭遇するケースが大変多く発生しています。

また、リテラシーの問題だけでなく、機器を購入できない人もいます。加えて、多くの人が裁判に不慣れであると同時に、費用の負担を懸念して本人訴訟が多く、法的サポートも必要とします。現状でも裁判が国民から遠い存在にあり、法的サポート費用の他にITサポート費用も負担することになると、ますます裁判を敬遠することになると考えられます。また、もしサポートを受けるとしたら、ITサポートだけでな

く法的サポートもしてほしいというのが普通の要望ですから、弁護士法違反となるサポートが出てくる可能性があります。

一方、現状では、訴訟代理人＝ITリテラシーが高い人ではありません。訴訟代理人として経験豊かであっても、IT機器を利用した手続きを強要された場合、十分に力を発揮できない可能性もあります。今でも自分にとって適切な弁護士を探すことが難しい上に、ITリテラシーの高さも弁護士の条件になるとしたら、国民の裁判を受ける権利が阻害されかねません。

将来的に、国民全体のITリテラシーが向上し、電子情報処理組織を用いる人がほとんどになった段階で移行することも考えられると思いますが、現段階では、甲案、乙案の義務化には反対します。

2 第2 訴えの提起、準備書面の提出

電子情報処理組織を用いてする訴えの提起及び準備書面の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子訴状及び電子準備書面を記録する方法によりするものとする。

(注1) インターネットを用いて訴えの提起及び準備書面の提出をする者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

(意見)

本人確認の方法については、なりすまし等がないよう慎重に検討してください。

(理由)

インターネット上では、なりすましが横行しています。メールアドレスや名前、住所等の漏えいも頻繁に起こっています。そうした状況を踏まえ、訴えの提起及び準備書面の提出をする者の本人確認は厳重に行う必要があります。

3 第3 送達

1 システム送達

電子情報処理組織を利用した送達方法（以下「システム送達」という。）について、次のような規律を設けるものとする。

(4) 通知アドレスの届出をした当事者等が、(2)（裁判所から）の通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧または複製をしないときは、その日を経過した時にその電子書類の閲覧をしたものとみなす。

(意見)

通知アドレスの届出をした当事者等が、裁判所からの通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧または複製をしないときは、その日が経過した時にその電子書類の閲覧をしたものとみなすことに反対します。

(理由)

過去に何らかの事情で通知アドレスを届出していたとしても、仕事や勉強以外で毎日パソコンを利用することは少なく、メール確認をしないまま1週間が経過することは珍しくありません。また、回線事故や、機器の故障、サーバーの不具合等が当然想定され、メールサーバーに入っていたとしても確認できないこともあります。さらにスマートフォンの場合、メール受取拒否設定をしていることが多くあります。生涯に1度あるかないかの裁判所からの通知について、アドレスを届出していたことを忘れて、架空請求メールと誤解する可能性もあります。

裁判所からの重要な通知を閲覧したことの確認がとれない場合は、書面を郵送する、電話で確認するなどをするべきです。

4 第3 送達

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

- (1) 公示送達は、電磁的方法により不特定多数の者が公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものとする方法によりする。
- (2) (1)における公示すべき内容は、裁判所書記官が送達すべき電子書類を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、いつでも電子情報処理組織を用いて送達を受けるべき者に閲覧又は複製をさせ、又は送達を受けるべき者にその内容を出力した書面を交付すべきこととする。

(意見)

公示送達は、紙での掲示も並行して行うべきです。

(理由)

インターネットを利用しない人も多くいることから、公示送達は、紙での掲示も並行して行うべきです。また、インターネットを利用した公示は、どのように利用されるかわからないという懸念があります。送達を受ける人のプライバシーに配慮するために、公示する内容を一定の情報に限定したり、一定の情報を閲覧するために本人確認をしたりする必要があると考えます。

5 第5 口頭弁論

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとする。その期日に出頭しないでその手続に参与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(意見)

ウェブ会議等を必ずしも選択しなくてもよいこと、出頭することが原則であること、及び、ウェブ会議等を選択した場合の本人確認を厳重に行うことを要望します。加えて、参加するにあたっての注意点を丁寧に説明してください。

また、ウェブ会議中に許可を得ずに無断での写真の撮影等を厳重に禁止することを要望します。

(理由)

ウェブ会議等を用いて口頭弁論が行われることで、一定の利便性は確保されると思いますが、本人訴訟の場合、裁判の経験が少ないことが多く、ウェブ会議等に参加する場合と、出頭した場合との違いを理解していません。現状では、裁判ではない普通のウェブ会議にも不慣れな状態であり、ウェブ会議による裁判で十分に発言できるのか、わからない時に質問ができるかなどについて大きな懸念があります。

出頭することが原則であることを前提に、本人の希望があればウェブ会議を選択できることとし、ウェブ会議等を選択する場合には、セキュリティの確保、回線や機器の確認、発言方法、写真撮影・録画等の禁止など、参加にあたっての注意点を丁寧に説明するよう規定してください。

加えて、本人確認は厳重に行い、ウェブ会議に参加する環境や、周りに人がいないか、セキュリティは確保できているかなど、不正防止の確認を十分に行う必要があります。

6 第5 口頭弁論

2 無断での写真の撮影等の禁止

裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により手続を行う期日又は裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により手続を行う期日において、裁判長がその期日における手続を行うために在席する場所以外の場所にいる者が、裁判長の許可を得ないで、その送受信された映像又は音声について、写真の撮

影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の映像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為をしたときの制裁を設けるものとする。

(意見)

裁判長の許可を得ないで、その送受信された映像又は音声について、写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の映像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為を禁止し、それをしたときの制裁を設けることに賛成します。

(理由)

裁判に参加している当事者や資料等が、万が一、インターネット上に公開された場合は、取り返しがつきません。単に禁止しただけでは防ぐことは困難であり、厳罰を科すことで抑止する必要があります。

7 第5 口頭弁論

4 準備書面等の提出の促し

裁判長は、法第162条の規定により定めた期間を経過しても、同条の規定により定めた特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出がされないときは、裁判所書記官に、その準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができるものとする。

(意見)

準備書面の提出や証拠の申出がされない時は、遅れている理由を申し述べる機会を設け、期限の延長の措置が必要であると考えます。

(理由)

提出期限が遅れている場合には何らかの理由があると考えます。それについて説明する機会を与えていただき、必要に応じて期限の延長ができるよう求めます。特に、本人訴訟の場合、提出期限を命令されてしまうと、本来主張したいことができなくなる可能性があると考えます。

8 第6 新たな訴訟手続

民事裁判手続のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、訴訟手続の特則として新たな訴訟手続の規律を設けることについて、新たな訴訟手続の規律を設けるものとする甲案若しくは乙案（ただし、甲案及び乙案はいずれも排斥し合うものではなく、例えば、甲案及び乙案を併存させ、又はいずれか一方の規律に他方の一部を導入することもあり得る。）又は規律

を設けないものとする丙案のいずれかの案によるものとする。

【丙案】

新たな訴訟手続に関する規律を設けない。

(意見)

甲案、乙案に反対し、丙案に賛成します。

(理由)

国民が裁判に踏み切るにあたってハードルとなっているのは、裁判が長期間にわたる可能性が高いこと、費用がいくらかかるかわからないこと、労力がかかること、裁判中の精神的負担などが考えられます。6か月で終了するという新たな訴訟手続きは短期間に限定されているため、おおよその負担が想定できることから利便性が高く見えます。しかし、6か月という短期間で、かつ、証拠調べは即時に取り調べることができる証拠に限り、終結判決に対しては控訴ができないということは、十分な審理がなされない可能性があり、論点が多数あり証拠も少ないような事件については、大変不向きです。

現在でも、簡易迅速な訴訟手続きに適したとされる事件は、通常の裁判で短期間で解決しており、少額訴訟も活用されています。最近では、調停、行政等の被害救済制度、各業界のADR等も広く活用され、この新たな訴訟手続きは必要ないと考えます。

反面、本来、新たな訴訟手続きに不向きな事件であるにも関わらず、早く解決したいという気持ちから、この手続きを選択し、結果的に十分な審理が尽くされないという結果になることが想定されます。裁判に不慣れな国民は、そもそも自分の事件に最適な弁護士を探すことが困難であり、弁護士からこの手続きを勧められたら断らないだろうと思われれます。

また、甲案、乙案ともに通常の訴訟への移行が認められていますが、条件付きであり、本人訴訟の場合、速やかに異議を申し立てることができるか疑問があります。

9 第11 訴訟の終了

1 判決 (2) 電子判決書の送達

(2) 電子判決書の送達 電子判決書を当事者に送達しなければならないことを前提として、電子判決書の送達について次のような規律を設けるものとする。

ア 電子判決書の送達は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電子判決書の内容を書面に出力したものをとする。

イ アの規律にかかわらず、通知アドレスの届出をした者に対する電子判決書の送達は、システム送達によってする。

(意見)

通知アドレスの届出をした者に対する電子判決書の送達をシステム送達によって行う、「みなし送達」に反対します。

(理由)

意見3の「システム送達」の問題と同様に、回線事故、サーバーの不具合、機器の故障により、当事者がメールを確認できないことがあります。

通知アドレスの届出をした者に対して、電子判決書をシステム送達だけで送達したことにすると、判決書を確認することなく権利行使ができなくなり不利益を被る可能性があります。

システム送達をして確認がとれない場合は、電話やメールで確認をすること、連絡が取れない場合は判決書を書面で郵送することが必要だと考えます。

10 第11 訴訟の終了

2 和解 (3) 新たな和解に代わる決定

新たな和解に代わる決定について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

ア 裁判所は、和解を試みたが和解が調わない場合において、審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下本項において「和解に代わる決定」という。）をすることができる。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 裁判所は、イの異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けない。

(意見)

乙案に賛成します。

(理由)

「和解を試みたが和解が調わない場合」というのは、どちらかが、または双方が、和解での解決を望んでいない場合が想定されます。国民が裁判に踏み切る場合、一定の金銭を目的にしている場合ばかりではなく、裁判所による適法な判決を望んでいる場合が多くあります。

特に消費者問題では、事業者の行為が不法行為ではないか、消費者法に抵触しているのではないかなどを争うことが多くあります。また、書類等の証拠からは消費者は一方的に不利な状況にあり、なぜ契約に至ったのか、どのような勧誘を受けたのか、どのような状況に置かれていたのかなど、詳細な審理が必要ですが、迅速に裁判を終了することを目的に和解に代わる決定を出される可能性があります。裁判所における適正な判決は、その後の消費者問題の解決に有益な影響を与えます。

加えて、本人訴訟の場合、裁判官から和解に代わる決定を出されたら、たとえ不本意であっても断り切れず、あきらめてしまう可能性が高いと思われます。

1 1 第 1 2 訴訟記録の閲覧等

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(1) 当事者による閲覧等

当事者は、いつでも、電子情報処理組織を用いて、裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製をすることができるものとする。

(2) 利害関係を疎明した第三者による閲覧等

利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を請求することができるものとする。

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧に関する規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

当事者及び利害関係を疎明した第三者以外の者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録（次に掲げるものに限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録についてはこの限りでない。

ア 訴状及び答弁書その他の準備書面

イ 口頭弁論の期日の調書その他の調書（調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）

ウ 判決書その他の裁判書

【乙案】

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧を認めない。

(意見)

乙案に賛成します。

(理由)

利害関係のない第三者に、裁判外で電子情報処理組織にて訴訟記録の閲覧を可能とした場合、スクリーンショットやカメラ撮影等により自由に複製が可能となります。裁判所書記官に請求するだけで、インターネットを利用して閲覧ができるのは、これまでの閲覧とは全く異なるものとなります。

本人訴訟の場合、公開を禁止する手続きを取らないこともあり、プライバシーが侵害され、個人情報が漏えいする可能性があります。インターネット上での拡散が容易である現状からは、大きな懸念があります。

どうしても必要な場合は、最寄りの裁判所に出向き、係員立ち合いのもと、電子情報処理組織にて閲覧することを可能とすることで、足りると考えます。